

2014年5月16日

国土交通大臣 太田昭宏様  
環境大臣 石原伸晃様

いのちとくらしを守る熊本ネットワーク  
代表 榎本 光男  
上田たか子  
久保田俊平

## 九州新幹線騒音・振動問題に関する要望書

### 《要望趣旨》

九州新幹線の全線開通、ダイヤ改正にともない、「速くなり便利になった」との声が聞かれる一方、沿線住民からは、「全線開通ダイヤ改正後 騒音振動がひどくなった」「眠れない。新築の自宅の壁にヒビがはいった。地盤沈下が発生した」などの苦情が寄せられています。

日本共産党熊本県委員会、南部地区委員会は、昨年12月19日、JR九州が、九州新幹線の騒音振動問題に対する住民の要望を真剣に受け止めるとともに、環境基本法第8条に定められた事業者の責務にもとづき、(1) 騒音・振動被害が沿線全域に広がっており、JR九州として独自の被害調査を行い、住民の苦情を直接聞くこと。特に、騒音被害にとどまらず、振動被害の深刻さを認識すること (2) 沿線住民はスピード減速を強く望んでおり、住民の要望にこたえ、スピード減速をおこなうためのダイヤ改正をおこなうことの2点を要望いたしました。

昨年5月、6月にかけて、八代市、水俣市は、自治体独自に騒音振動測定を行うとともに、熊本県は、これらの自治体の測定結果も合わせて新幹線沿線地域の騒音振動測定結果を公表し、7カ所9地点で騒音の環境基準を超えていることが明らかになりました。八代市で基準値を超えたのは、鏡町宝出（上り72デシベル、下り71デシベル）島田町（上り・下り75デシベル）坂本町鶴喰（下り71デシベル）の3カ所5地点、水俣市では南福寺（上り71デシベル）となっています。

この測定結果にもとづき、8月9日、JR九州に対して、熊本県知事からは「九州新幹線に係る騒音対策について」八代市長からは「九州新幹線鉄道騒音・振動に係る対応について」という要望書が提出されています。水俣市長も9月2日に「申し入れ書」を提出しています。

八代市の要望書では、「早朝・夜間の新幹線通過に伴う騒音・振動、及家屋への影響に対する不安や不満の声が根強い状況をご認識いただきますとともに、沿線住民の新幹線鉄道騒音、振動に対する要望や相談に対して、今後も引き続

き誠実に御対応いただきますよう併せてお願いします」と住民の切実な要望が明記されています。

水俣市の「申し入れ書」では、今年2月6世帯を対象に実施した聞き取り調査にもとづき、「敷地に地盤沈下が生じたため庭に砂利をいれた」「居室の建て付けが悪くなった」「家屋の壁や床等の亀裂の状況が以前よりひどくなった」など新幹線の騒音、振動等に対する不安や不満の声が紹介されています。

全線開通後3年近くも経過したのに、自治体の独自の測定で環境基準を達成していない地域があることは重大です。国の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」では、達成目標期間について、「新設新幹線鉄道に係る期間」は「開業時に直ちに」となっています。

しかも、この間の事業者による環境対策に効果がなく、改善がみられていないことももっと直視すべきではないでしょうか。この点について、県環境保全課は「吸収音板の設置など、今の防音工事の技術には限界がある」（「熊日」2013年8月10日付け）と語っています。

住民の間では、騒音振動被害が発生したときから、スピード減速を望む声が強くあります。昨年1月26日付けの町内会長連名の要望書でも、「通過列車に関しては、騒音・振動問題が起きないようにスピードダウンをすること」「21時以降については、回送列車を含め、特にスピードダウンに配慮すること」が明記されています。要望に同席した八代市長もスピード減速について求めています。昨年12月の八代市議会で中村博生市長は、「新幹線騒音・振動に対する不安・不満は平成24年3月のダイヤ改正にともなう通過列車のスピードアップが大きな原因」と答弁しています。

水俣市の「申し入れ書」では、「通過列車に関しては、騒音・振動等に対する沿線住民の不安や不満を解消するために必要な対策を講じていただきたい。特に、早朝及び21時以降は配慮していただきたい」と明記されています。

#### 《要望項目》

1. 環境基本法第6条の国の責務を果たす立場から、国交省・環境省は、九州新幹線の騒音振動被害の実態について独自に調査するとともに、騒音振動被害が広範に広がっていることを正面から認識すること
2. 鉄道事業法第17条、同法施工規則35条にもとづき「運行計画」届け出義務を負っているJR九州の監督官庁として、国交省が、九州新幹線のダイヤ改正発表前に、九州新幹線のスピード減速をもとめる住民、自治体の要望、意見を直接聞くようにすること

3. JR九州に対して、九州新幹線のダイヤ改正にあたり、騒音振動問題の被害を受けている住民の声を直接聞き、スピード減速をもとめる住民、市長の声を受け止めたダイヤ改正を行うように指導すること
4. 国の環境基準では、「新設新幹線鉄道に係る期間」の目標達成期間は、「開業時直ちに」となっています。国の環境基準を超えている地域については、ただちに基準を達成するようにJR九州、鉄道運輸機構を指導すること
5. すべての列車が騒音の環境基準を下回るように指導すること。振動の基準については、振動基準以下でもすでに大きな被害が出ている。振動の環境基準は抜本的に見直すこと
6. 今年5月から6月にかけて、八代市など沿線自治体は熊本県とも協力して、自治体独自に九州新幹線騒音振動の測定を実施し、測定結果を公表することになっています。JR九州・鉄道運輸機構が、自治体独自の測定結果を真摯に受け止め、改善をはかるように指導すること